

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

## 1. 背景

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日より施行される。本改正により、法人も未成年者の後見人の地位につくことが可能となることに伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下、「省令」という。）において以下のとおり改正を行うこととしたい。

## 2. 改正概要

### （1）再資源化に必要な行為を実施する者の認定に係る改正

再資源化に必要な行為を実施する者（以下、「実施者」という。）の基準として、法定代理人が法人である場合における欠格要件に、その役員も含むこととする。また、実施者としての認定に係る提出書類に、法定代理人が法人である場合にあっては、名称、住所、代表者の氏名、役員の名氏及び住所等の記載した書類の提出を求めることとする。

（省令第30条第1号ト、第33条第1項第5号の改正）

### （2）登録・許可に関する申請・届出に係る提出書類等の改正

引取業者及びフロン類回収業者の登録申請及び変更届出の際における提出書類として、登録申請者が未成年者でありその法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書等を求めることとする。

（省令第46条第3号、第48条第3号、第50条第1項第3、第53条第3号の改正）

解体業者及び破砕業者の許可申請の際における提出書類として、許可申請者が未成年者でありその法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書等の他、当該法人の役員住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等を求める。

(省令第55条第1項第10号、第60条第1項第10号、第63条第2項第10号関連の改正)

解体業者及び破砕業者の変更届出の際における届出書類として、許可業者が未成年者でありその法定代理人が法人であって、当該法人に係る名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったときには、定款又は寄附行為、登記事項証明書等の他、当該法人の役員に関する事項に変更があったときには、当該変更に係る者の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等を求めることとする。

(省令第58条第6号、第64条第6号関連の改正)

### (3) その他

登録・許可に関連する様式等その他必要な改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール

公布 平成24年3月下旬

施行 平成24年4月1日